

# 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」の進捗状況（令和3年度）について（概要）

## 1. 教育及び啓発活動の推進

### 1. 学校等における教育・啓発等の推進

ー有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を全国3か所で開催。 (R3年度アンケートによる有用度・理解度は75%以上) 【文科省】

ー児童生徒、保護者、教職員等を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」、フィルタリングの説明に特化した「e-ネットキャラバンPlus」を実施。 (R3年度2,559件実施、約40万人参加) 【総務省、文科省】

ー保護者向け啓発資料を自治体及び関係団体を通じて、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健関係施設等の子育て支援関係施設に周知し、保護者への啓発を実施【厚労省】

### 2. 社会における教育・啓発の推進

ーインターネットトラブルの実例およびその予防法等について掲載する「インターネットトラブル事例集(2022年版)」を作成・公表。 【総務省】

ー警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し「インターネット安全教室」を開催。 (R3年度教育関係者向け86回開催、6,846人が受講、一般向け88回開催、6,863人が受講) 【経産省】

### 3. 家庭における教育・啓発の推進

ー令和4年1月、保護者向け啓発資料「保護者がおさえておきたい4つのポイント(生徒編)」を作成。これにより「乳幼児編」「幼児・児童編」「児童・生徒編」「生徒編」と年齢に応じた啓発資料が完成。 【内閣府】

ー各都道府県警察では非行防止教室や情報モラル教室等の場で、児童や保護者等に対しインターネットに起因した犯罪の被害・非行状況やその防止策について啓発活動を推進。 【警察庁】

### 4. 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

ー子供の情報活用能力の実態について把握し指導の充実等を図るため、小・中・高等学校等150校程度を対象に調査を実施。令和4年度中に調査結果を分析し公表する予定。 【文科省】

### 5. 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進

ー進学・進級の時期に重点を置いて、令和4年2月から「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施し、集中的な啓発活動を展開。 【内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文科省、厚労省、経産省】

## 2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

### 1. 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進

ー「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」において「青少年の安心・安全なインターネットの利用環境整備に関する新たな課題及び対策」を取りまとめ、契約時のフィルタリング申込・有効化措置等の一層の促進等についてフォローアップを実施。 (R3年度内閣府調査結果：フィルタリング利用率44.5%) 【総務省】

ー家電量販店やメーカー等の事業者・事業者団体に対し、フィルタリングの普及に向けて協力を要請するとともに、OS事業者やゲーム機メーカー等による自主的取組について協力・支援。各社・各団体のSNSアカウントやWebサイト等での本行動に関する周知活動やペアレンタルコントロール機能の紹介等の協力を得た。 【経産省】

### 2. 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進

ー一般のインターネット利用者からインターネット・ホットラインセンターに通報された情報を、フィルタリング提供事業者等に提供。 【警察庁】

### 3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等

ー警察庁と文部科学省が共同して性被害に遭う実際の事例や手口を紹介した、注意喚起を行うためのリーフレットを作成し、両省庁HPに掲載するとともに各都道府県教育委員会に周知。 【警察庁、文科省】

### 4. インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究

ー青少年とその保護者を対象に青少年のインターネット利用環境実態調査を実施。 【内閣府】

### 3. 民間団体等の支援

#### 1. 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援

ー地域の先進的な取組を支援する「ネット対策地域スタートアップ」事業において、教育関係者やPTA関係者、大学生ボランティア等を対象として、インターネットやスマートフォン等の正しい利活用を指導するための人材養成講座を実施。(R3年度は3か所で実施)【文科省】

#### 2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援

ーソーシャルメディア利用環境整備機構、セーフターインターネット協会及び法務省と共同で、「#NoHeartNoSNS (ハートがなけりゃSNSじゃない!)」をスローガンにインターネット上の誹謗中傷対策を実施。令和3年度は『秘密結社 鷹の爪』とコラボした「鷹の爪団の#NoHeartNoSNS大作戦」特設サイトを開設。【総務省】

#### 3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談対応等に対する支援

ー全国少年警察ボランティア協会が行う「インターネット利用による少年サポート活動」の効果的な推進についての協力や、サイバーボランティア活動に係る経費補助を実施。【警察庁】

#### 4. その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援

ー安心ネットづくり促進協議会における「高校生ICT Conference」等の青少年に対する啓発活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。【内閣府、総務省、文科省、経産省】

### 4. その他重要事項

#### 1. インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進

ーサイバー犯罪等に適切に対処するための法改正を踏まえ、サイバー犯罪への検察官の知識教養の習得向上や改正刑法、刑訴法等を適切に運用。【法務省】

ーSNS上の児童の性被害等につながるおそれのある不適切な投稿をサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を実施。【警察庁】

#### 2. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

ー専用相談電話(子どもの人権110番)やインターネット(SOS-eメール)による相談受付、全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニレター」の配布を実施。(R3年はインターネット上の人権侵害情報に係る相談7,878件を受理)【法務省】

ー法務省の人権擁護機関からプロバイダ等に対し、青少年等のものも含む名誉毀損・プライバシー侵害等情報の削除を要請。(R3年は399件)【法務省】

#### 3. 迷惑メール対策の推進

ー特定電子メール法違反が疑われる送信者に対する警告メール(行政指導)を送信。(R3年12月1日時点で約4,400件)また、同法違反のメールに関する情報を送信元プロバイダに通知し、利用停止等の自主的な取組を促進。(R3年12月1日時点で約5,500件)【総務省、消費者庁、経産省】

#### 4. 国内外における調査

ー我が国におけるペアレンタルコントロールに関する実態や保護者への効果的な啓発方法について調査研究を実施。【総務省】

ーアメリカ合衆国の青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施。【内閣府】

### 5. 推進体制等

#### 1. 国における推進体制

ー令和3年6月に子ども・若者育成支援推進本部(持ち回り)を開催。【内閣府】

#### 2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制

ー全国3か所において、国・地方公共団体・民間団体が連携して、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催。【内閣府】

#### 3. 国際的な連携の促進

ーOECD勧告におけるリテラシー指標を踏まえ、青少年がインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するためのテストを開発・実施し、分析結果をもとにリテラシー指標を公表。令和3年度は全国75校、約14,021名の高校1年生相当の青少年を対象にテストを実施。【総務省】

#### 4. 基本計画の見直し

ー青少年インターネット環境の整備等に関する検討会を開催し(R3年度2回開催)、検討会の報告書を公表。【内閣府】